

○長野県警察男女共同参画推進検討委員会の設置等に関する訓令

平成16年11月15日
県警察本部訓令第12号

改正 平成18年3月県警察本部訓令第3号、19年3月第2号、20年3月第2号、27年3月第2号
長野県警察男女共同参画推進検討委員会の設置等に関する訓令を次のように定める。

長野県警察男女共同参画推進検討委員会の設置等に関する訓令
(設置)

第1条 長野県警察が講ずべき男女共同参画社会づくりの促進に関する施策について調査審議するため、警察本部に長野県警察男女共同参画推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置き、その構成は次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 副委員長 警務課長
- (3) 委員 総務課長、会計課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長及び警備企画課長

2 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要があるときはその職務を代理する。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、警務課において行うものとする。

(男女共同参画推進員)

第4条 警察本部の課（隊、所及び警察学校を含む。）及び警察署に男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、所属長が指名する者をもって充てる。

3 推進員は、各所属における男女共同参画に関する施策の推進状況を検証し、その状況を所属長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年11月15日から施行する。

(警察運営検討委員会の設置に関する訓令の一部改正)

2 警察運営検討委員会の設置に関する訓令（昭和61年長野県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成18年3月27日県警察本部訓令第3号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成19年3月19日県警察本部訓令第2号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年3月26日から施行する。

附 則（平成20年3月21日県警察本部訓令第2号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日県警察本部訓令第2号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。